<料金改定に関する変更点(下線部分が変更個所)>

IH		新		
14 従量電灯 1		14 電灯需要		
(1) エネワンBプラン		(1) エネワンB プラン		
イ~ハ (省略)		イ~ハ (省略)		
二 料金		二 料金		
料金は、基本料金、電力量料金および別表	1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)	料金は,基本料金,電力量料金,別表 1 (事	再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によ	
によって算定された再生可能エネルギー発電	電促進賦課金の合計といたします。 ただし, 電	って算定された再生可能エネルギー発電促	進賦課金および別表 2(燃料費調整)(1)ホに	
力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イに。	よって算定された平均燃料価格が21,900円を	よって算定された燃料費調整額の合計とい	たします。	
下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニ	によって算定された燃料費調整額を差し引い			
たものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イにる	よって算定された平均燃料価格が21,900円を			
上回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも				
<u>のといたします。</u>				
(4) 基本料金		(4) 基本料金		
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場		基本料金は、1月につき次のとおりといたし	基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場	
合の基本料金は、半額といたします。	,	合の基本料金は、半額といたします。		
契約電流 30 アンペア	693円00銭	契約電流 30 アンペア	874円50銭	
契約電流 40 アンペア	924円00銭	契約電流 40 アンペア	1,166円00銭	
契約電流 50 アンペア 1,155 円 00 銭		契約電流 50 アンペア	<u>1,457 円 50 銭</u>	
契約電流 60 アンペア 1,386 円 00 銭		契約電流 60 アンペア	<u>1,749 円 00 銭</u>	
(中) 電力量料金		(r) 電力量料金		
電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。		電力量料金は、その1月の使用電力量によ	って次のとおり算定いたします。	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワ	17 Ⅲ 0.4 全	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワ	30円20銭	
ット時につき	17円84銭	ット時につき	30月20政	

120 キロワット時をこえ 300 キロワット	21 田 42 咎
時までの1キロワット時につき	21円62銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット	22円03銭
時につき	22 1 03 政

ホ (省略)

(2) エネワン C プラン

イ~ハ (省略)

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1)エによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1)エによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1)エによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの	17円84銭
1 キロワット時につき	17 门 64 政
120 キロワット時をこえ 300 キロワット	21 田 / 2 快
時までの1キロワット時につき	21円62銭

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36円75銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39円65銭

ホ (省略)

(2) エネワン C プラン

イ~ハ (省略)

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 2 (燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

(4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	291円50銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの	20 円 20 往
1キロワット時につき	<u>30円20銭</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット	26 円 75 全
時までの1キロワット時につき	<u>36 円 75 銭</u>

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき

ホ (省略)

39円65銭

ホ (省略)

15 低圧電力

エネワン動力プラン

(1)~(3) (省略)

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金<u>および</u>別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき 1,049 円 00 銭

口 電力量料金

電力量料金はその1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第1段階	最初の[契約電力×100]キロワット	12 ⊞ 00 ₹₽	11 円 02 会
料金	時までの1キロワット時につき	12円09銭	11円03銭

15 電力需要

エネワン動力プラン

300 キロワット時をこえる

1キロワット時につき

(1)~(3) (省略)

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 2 (燃料費調整) (1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき <u>1,165 円 17 銭</u>

口 電力量料金

電力量料金はその1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第1段階	最初の[契約電力×100]キロワット	26円34銭	26 田 24 锉
料金	時までの1キロワット時につき	20 门 34 政	26円34銭

第2段階 [契約電力×100]キロワット時をこ 料金 える1キロワット時につき	20円19銭	20円19銭	第2段階 料金	[契約電力×100]キロワット時をこ える1キロワット時につき	34円44銭	34円44銭
ハ(省略)			ハ(省略)			
(5) (省略)			(5) (省略)			
追加			附則3 本約	款等の実施にともなう切替措置		
			令和5年3月	月31日以前から供給契約が継続し、令和	15年4月1日か	ら令和5年4月30
			日までの間に	こ当社が支払いを受ける権利が確定する	料金の算定におけ	る料金率,燃料費
			調整額の算定	話元は、次のとおりといたします。		
			(1) Ⅲ (契約	種別および料金)の料金率については1	4 (電灯需要) (1):	ニ, (2)ニおよび15
			(電力需要)	(4)にかかわらず、次のとおりといたし	ます。	
			イ エネワン			
			(4) 基本料金			
			契約電流3) <u>アンペア</u>		693円00銭
			契約電流4	<u>) アンペア</u>		924円00銭
			契約電流 5)アンペア		1,155円00銭
			契約電流 6)アンペア		1,386円00銭
			(中) 電力量料	<u>&</u>		
			最初の 120	キロワット時までの		17円84銭
			1キロワッ	ト時につき		17 101 12
			120 キロワ	ット時をこえ 300 キロワット時までの		21円62銭
			1キロワッ	ト時につき		21 102 11
			300 キロワ	ット時をこえる		22円03銭
			1キロワッ	ト時につき		22 100 東文
			ロ エネワン	<u>C プラン</u>		
			(1) 基本料金	<u>}</u>		

契約容量1キロボルトアンペアにつき	231円00銭	
(中) 電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの	17 III 04 AA	
1 キロワット時につき	17円84銭	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	04 171 40 44	
1 キロワット時につき	21円62銭	
300 キロワット時をこえる	22円03銭	
1キロワット時につき		
ハ エネワン動力プラン		
(1) 基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,049円00銭	
(^) 電力量料金		
使用電力量	半金 その他季料金	
第1段階 最初の[契約電力×100]キロワット	44.00 11.11.44.00 15	
料金 時までの1キロワット時につき 12円	11円03銭	
第2段階 [契約電力×100]キロワット時をこ	44.01.11.00	
料金 える1キロワット時につき 20円	<u>20円19銭</u>	
(2) 別表 2 (燃料費調整) の算定諸元については、別表 2 (燃料	斗費調整) (1)イ, ロおよび	
(2)にかかわらず、次のとおりといたします。		
<u>΄ α, β, γ</u>		
<u>供給区域</u> <u>α</u> β	<u>γ</u>	
	0.0000 1.1441	
ロ基準燃料価格		
供給区域基準燃料	科価格	
北陸電力送配電株式会社	21,900 円	

ハ 基準単価

供給区域	<u>単位</u>	基準単価
北陸電力送配電株式会社	1キロワット時につき	16銭1厘

別表2燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 $=A \times \alpha + B \times \beta$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.2303$

 $\beta = 1.1441$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

追加

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。な

別表2燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 α , β , γ は, 次のとおりいたします。

供給区域	<u> </u>	<u>β</u>	<u> </u>
北陸電力送配電株式会社	0.0380	0.0702	1.2641

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格<u>,1トン当たりの平均液化天然ガス価格</u>および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
北陸電力送配電株式会社	79,300 円

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価

お、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いた | の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 します。

(4) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

燃料費調整単価 =
$$(21,900 \ \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単値}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合

ハ~ニ (省略)

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16銭1厘
-------------	-------

追加

ニ~ホ (省略)

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

供給区域	<u>単位</u>	基準単価
北陸電力送配電株式会社	1 キロワット時につき	18銭6厘

(3) 燃料費調整単価の掲示

当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)ハにより算定された燃料費調整 単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。

<その他の主な変更点(下線部分が変更個所)>

IΒ	新
2 供給約款の変更	2 本約款等の変更
(1) 当社は、この供給約款を変更することがあります。	(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき,本約
	款、電気契約種別定義書(以下「本約款等」といいます。)を変更することがあります。
	この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約
	款等によります。
	イ 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約
	款等」といいます。)の変更により本約款等の変更が必要な場合
	ロ 法令の制定もしくは改廃により、本約款等の変更が必要な場合
	ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
	ニ その他当社が必要と判断した場合
(2) 当社は、この供給約款の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期を	削除
あらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説明し	
ます。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、	
変更後のこの供給約款によります。	
(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給約款を変更する必	削除
要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給約款を	
変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その	
他の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。	
(4) この供給約款の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付	(2) 本約款等の変更または契約の変更にともなう供給条件の説明、契約変更前の書面交
および契約変更後の書面交付を行う場合,以下の方法により行うことについて,あらかじ	付および契約変更後の書面交付を以下の方法により行なうことについて、あらかじめ承
め承諾していただきます。	諾していただきます。
イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または	イ供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、書面の交付または電磁的

当社のWEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

口 (省略)

(5)(4)にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7 供給契約の成立および契約期間

- (1) (省略)
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ (省略)
- ロ 契約期間満了日の 15 日前までに供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日に、1 年ごとに同一条件で更新いたします。

37 損害賠償の免責

- (1) 10 (供給の開始) (1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に供給を開始できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。<u>ただ</u>し、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (2) <u>35</u> (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

(3)~(5) (省略)

方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により行ない, 説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し, 記載します。

口 (省略)

(3) (2) にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7 供給契約の成立および契約期間

- (1) (省略)
- (2) 契約期間は、次によります。

イ (省略)

ロ 契約期間満了日の 15 日前までに<u>当社またはお客さまのいずれかから</u>供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日に、1年ごとに同一条件で更新いたします。

36 損害賠償の免責

- (1) 10 (供給の開始) (1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に供給を開始できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 34 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3)~(5) (省略)

- 42 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算
- (1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものといたします。

イ お客さまが契約電力、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後 1年に満たないでこれを終了させる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼっ て、新たに設定し、または増加された契約電力、契約電流もしくは契約容量分につき、当 該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けま す。また、当社は、お客さまが契約電力、契約電流もしくは契約容量を新たに設定し、ま たは増加されたことにともない一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、 当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。

ロ お客さまが契約電力、契約電流もしくは契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少される契約電力、契約電流または契約容量分につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けます。また、一般送配電事業者の供給設備のうち契約電力、契約電流または契約容量の減少に見合う部分について、イに定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。なお、この場合には、それぞれの電力量は、契約電力、契約電流または契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

ハ (省略)

(2)~(3) (省略)

43 解約等

- (1) (省略)
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給契

- 41 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算
- (1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものといたします。

イ お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された<u>日以降</u>1年に満たないで<u>供</u> 給契約を終了させる場合は、当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因 として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。

ロ お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。

ハ (省略)

(2)~(3) (省略)

- 42 解約等
- (1) (省略)
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給契

約を解約することがあります。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、供給契約の解約の15日前までに解除日を予告するとともに、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。当社または当該債権譲受人は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者その他の事業者の供給約款メニューを紹介いたします。	約を解約することがあります。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、供給契約の解約の15日前までに解約日を予告するとともに、お客さまに対して解約後無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。
<u>ます。</u> イ~ホ (省略)	イ~ホ (省略)
追加	44 供給方法および施設 (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。 (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。
55 工事費等の負担金 (1) 供給開始に当たって,一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備	<u>削除</u>
の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。 (2) お客さまの都合による供給契約の終了または変更により、当社が工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。 (3) お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に対して希望する場合、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまが希望する一般	

送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電	
事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を	
負担していただきます。	
(4) その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等	
の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。	
追加	45 工事費等の負担金
	(1) 当社が、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気
	の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を
	受けた場合は、当社は、工事費等として原則として工事着手前にお客さまから申し受けま
	<u>す。</u>
	(2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費等に係る工事負担金の精算を受けた
	場合は、当社は、工事費等をすみやかに精算するものといたします。
	(3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設
	備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
	(4) お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込を取消または変更される場合
	で、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当
	額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費等として
	お客さまから申し受けます。
追加	51 管轄裁判所
	<u> 一</u> 供給契約に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属合意管轄
	裁判所とします。

<料金改定に関する変更点(下線部分が変更個所)>

旧		新	
4 実質再エネBプラン		7 電灯需要	
		(1) 実質再エネ B プラン	
(1) (省略)		<u>イ</u> (省略)	
(2) (省略)		<u>口</u> (省略)	
(3) (省略)		<u>小</u> (省略)	
<u>(4)</u> 料金		<u>二</u> 料金	
料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約	款(以下「供給約款」といいます。)別	料金は,基本料金,電力量料金,供給約款別表1	(再生可能エネルギー発電促進賦課金)
表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)に	よって算定された再生可能エネルギー	(3)によって算定された再生可能エネルギー発電仮	已進賦課金 <u>および供給約款別表 2(燃料</u>
発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力	7量料金は,燃料費調整単価が供給約款	費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額の)合計といたします。
別表2 (燃料費調整) (1) 口(4)によって算定される場合は、供給約款別表2 (燃料費調整)			
(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約			
款別表 2 (燃料費調整) (1) ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調			
整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加え	整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。		
<u>イ</u> 基本料金		(1) 基本料金	
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。	ただし、まったく電気を使用しない場	基本料金は、1月につき次のとおりといたします。	ただし、まったく電気を使用しない場
合の基本料金は、半額といたします。		合の基本料金は、半額といたします。	
契約電流30アンペア	693円00銭	契約電流 30 アンペア	874円50銭
契約電流 40 アンペア	924円00銭	契約電流 40 アンペア	1,166円00銭
契約電流 50 アンペア	1,155 円 00 銭	契約電流 50 アンペア	1,457 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,386 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	1,749円00銭
<u></u> 電力量料金		(1) 電力量料金	
電力量料金は、その1月の使用電力量によって次	電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。		のとおり算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの	10 田 24 锉
1キロワット時につき	19円34銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	22 円 12 社
1キロワット時につき	23円12銭
300 キロワット時をこえる	22 田 52 全
1キロワット時につき	23円53銭

- (5) (省略)
- 6 実質再エネ C プラン
- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(4)によって算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(1)によって算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)コによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの	21 円 70 社
1キロワット時につき	31円70銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	20 田 25 社
1キロワット時につき	38円25銭
300 キロワット時をこえる	41円15銭
1キロワット時につき	41 门 13 政

- ホ (省略)
- (2) 実質再エネ C プラン
- イ (省略)
- 口 (省略)
- / (省略)
- 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金<u>および供給約款別表 2(燃料</u>費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	291円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの	10 円 24 社
1 キロワット時につき	19円34銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	92 円 19 社
1 キロワット時につき	23円12銭
300 キロワット時をこえる	23円53銭
1キロワット時につき	25 门 55 政

最初の 120 キロワット時までの	21 ⊞ 70 ↔
1キロワット時につき	31円70銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	20 III 25 44
1キロワット時につき	38円25銭
300 キロワット時をこえる	41 III 15 AŁ
1キロワット時につき	41円15銭

ホ (省略)

(5) (省略)

7 実質再エネ動力プラン

(1)~(3) (省略)

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ロ(4)によって算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ロ(1)によって算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき 1,049 円 00 銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

8 電力需要

実質再エネ動力プラン

(1)~(3) (省略)

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金<u>および供給約款別表 2(燃料</u>費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき <u>1,165 円 17 銭</u>

ロ電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

	使用電力量	夏季料金	その他季料金		使用電力量	夏季料金	その他季料金
第1段階 料金	最初の[契約電力×100]キロワット 時までの1キロワット時につき	13円59銭	12円53銭	第1段階 料金	最初の[契約電力×100]キロワット 時までの1キロワット時につき	27円84銭	27円84銭
第2段階 料金	[契約電力×100]キロワット時をこ える1キロワット時につき	21円69銭	21円69銭	第2段階 料金	[契約電力×100]キロワット時をこ える1キロワット時につき	35円94銭	35円94銭
		ハ (省略) (5)~(6) (名	当略)				
追加			附則2 本定義書の実施にともなう切替措置 令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、7(電灯需要)(1)ニ,(2)ニおよび8(電力需要)(4)にかかわらず、次のとおりといたします。(1)実質再エネBプランイ基本料金 契約電流30アンペア 693円00銭				
				契約電流 40 アンペア924 円 00 銭契約電流 50 アンペア1,155 円 00 銭契約電流 60 アンペア1,386 円 00 銭			
				ロ電力量料金 最初の120キロワット時までの			
				1キロワット時につき 19円34銭 120キロワット時をこえ300キロワット時までの 23円12銭			
					ット時をこえる ト時につき		23円53銭

	<u> </u>		
	契約容量1キロボルトアンペアにつき		231円00銭
<u>口電力量料金</u>			
	最初の 120 キロワット時までの	44, 40 ET 01	
	1 キロワット時につき 19 円		19円34銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		00 HI 10 A	
			23円12銭
	300 キロワット時をこえる		44.03.111.00
	1キロワット時につき		23円53銭
イ 基本料金			
契約電力 1 キロワットにつき			1,049円00銭
	ロ 電力量料金		
	使用電力量	夏季料金	その他季料金
	第1段階 最初の[契約電力×100]キロワット	10 III 50 A4	44, 03, 111, 01
	料金 時までの1キロワット時につき	13円59銭	12円53銭
	第2段階 [契約電力×100]キロワット時をこ	44.05.111.00	44.00 HI 10
	料金 える1キロワット時につき	21円69銭	21円69銭

<その他の主な変更点(下線部分が変更個所)>

IΒ	新
2 供給契約条件の変更	削除
(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。	
(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時	
期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説	
明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件	
は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更す	
る必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契	
約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気	
料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。	
(4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面	
交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あら	
かじめ承諾していただきます。	
イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合,個別に通知する方法または	
当社の WEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当	
と判断した方法」といいます。) により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変	
更をしようとする事項のみを説明し、記載します。	
ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社	
の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定	
番号を記載します。	
(5)(4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当	
然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容であ	

る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項	
のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること	
および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。	
追加	2 本定義書の変更
	(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2(本約款等の変更)に準じます。
	(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、
	廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
	(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の
	書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2(本約款等の変更)(2)
	および(3)に準じます。